

## 令和6年第2回浅川町議会定例会

### 議事日程（第3号）

令和6年6月14日（金曜日）午前9時開議

- 日程第 1 承認第 3号 専決処分の報告及びその承認について（浅川町税条例の一部を改正する条例について）
- 日程第 2 承認第 4号 専決処分の報告及びその承認について（令和5年度浅川町一般会計補正予算（第8号））
- 日程第 3 承認第 5号 専決処分の報告及びその承認について（令和5年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号））
- 日程第 4 承認第 6号 専決処分の報告及びその承認について（令和6年度浅川町一般会計補正予算（第1号））
- 日程第 5 議案第25号 浅川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第26号 浅川町出生祝金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第27号 令和6年度浅川町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第28号 令和6年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第29号 令和6年度浅川町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第30号 動産の取得について
- 日程第11 議案第31号 浅川町名誉町民推戴の同意を求めることについて
- 日程第12 請願第 1号 国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願
- 日程第13 請願第 2号 県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願
- 日程第14 請願第 3号 食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める請願
- 日程第15 請願第 4号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出請願書
- 日程第16 請願第 5号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について
- 日程第17 議員派遣の件
- 日程第18 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程の追加
- 日程第19 発議第 2号 国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出について
- 日程第20 発議第 3号 県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出について
- 日程第21 発議第 4号 食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書提出について
- 日程第22 発議第 5号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出について
- 日程第23 発議第 6号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出について

## 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第18まで議事日程のとおり

日程第19 発議第2号 国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出について

日程第20 発議第3号 県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出について

日程第21 発議第4号 食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書提出について

日程第22 発議第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出について

日程第23 発議第6号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出について

---

## 出席議員（10名）

1番 須藤孝夫君	2番 富永勉君
3番 菅野朝興君	4番 兼子長一君
5番 木田治喜君	6番 岡部宗寿君
7番 須藤浩二君	8番 上野信直君
9番 会田哲男君	10番 水野秀一君

## 欠席議員（なし）

---

## 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 江田文男君	副町長 加藤守君
教育長 真田秀男君	総務課長 生田目源寿君
企画商工課長 我妻悌君	農政課長 関根恵美子君
建設水道課長 生田目聡君	会計管理者兼 税務課長 坂本克幸君
保健福祉課長 佐川建治君	住民課長 高野喜寛君
教育課長 我妻美幸君	

---

## 会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田子広子	会計年度任用 芳賀純弓
-------------	-------------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（水野秀一君） ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

暑い方は上着を脱いでも結構です。

---

◎議事日程の報告

○議長（水野秀一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎承認第3号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第1、承認第3号 専決処分の報告及びその承認について（浅川町税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

これから質疑を行います。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） どっちみち聞かなくちゃならないのでここでお聞きしたいと思うんですけども、定額減税の条例改正も含まれるということですね。だから、条例だけ見ているとよく分からないんですけども、そういう説明でした。

伺いたいのは、特に定額減税に関して、対象者、同一生計配偶者または扶養親族、本人のほかはこの方が対象になって、ただし書で、括弧書きで、いずれも居住者に限りますという表現があったんですけども、これはどういう意味なんでしょうか。それが1点目です。

2点目として、所得税も住民税も6月から減税が開始されますけれども、納税額が減税額に満たない人については、端数を1万円に切り上げて給付をします。こういうお話でありましたけれども、この給付っていつ頃になるのか見通しを伺いたいと思います。

それから3点目として、これ率直な話なんですけれども、1人当たり4万円支給しますということだったら何の苦勞もなかったんですね。ところが、定額減税、減税なんていうことでやったものだから、役場の人も大変な思いしてこれ準備したというふうにするんですけども、この人件費は国から来るんですか。伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 会計管理者兼税務課長、坂本克幸君。

○会計管理者兼税務課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

まず、居住者ということにつきましては、これは国内居住者ということになります。政府の方針で、国内のデフレ脱却ということで、国内に住所のある方のみを対象にして居住者という表現となっております。

2点目、調整給付の給付でございますが、今回の補正予算のほうにもシステムの改修のほうを計上させていただいておりますが、こちら議会のほうが通りましたらシステムの改修のほうをいたしまして、それから今度、調整給付のほうは先日もお話ししましたとおり、所得税の分も、減税し切れない分を町のほうで給付しなければなりません。そのため、住民税につきましては既に確定しておりますので、その情報を基に給付のほうは計算できるんですが、所得税、国税のほうですので、こちらデジタル庁のつくったソフト、それを活用しまして、しかも現在進行形の、現在の6年度の所得に対しての所得税についての減税となりますので、今現在のははっきりしたものは確定しておりません。そのため、昨年令和5年の所得を基にデジタル庁のシステムに入力して、推計して定額減税が幾らになるか、引き切れるかどうかというのを判断しなければなりません。そのため、システム改修後、そちらの所得税の情報を取り込みまして、早ければ7月下旬から8月ぐらいに取りまとめて、対象となる方へ通知という形で考えてはおります。ただ、国の所得税のほうの関係もございまして、早くいけば7月ですが、若干遅れる可能性もあります。

支給につきましては、順次戻ってきたものに対して支給していきたいと思っておりますので、予定どおり7月下旬ぐらいから通知ができれば、お盆明け、8月下旬ぐらいから支給のほうはできるかと思っております。国の指針としましては、年内に給付のほうは終わらせるようにということで指示が来ておりますので、町のほうとしましては10月、遅くても11月までには全ての支給は終わりにしたいなとは考えております。

定額減税に係る人件費の件についてですが、今のところ特に人件費の分については、どう見ても、何の指示もございません。計算のシステム改修、それに係る消耗品等の部分については見られるということですが、特に人件費はどうという、今のところ明示は特にはございません。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） まず、1点目ですけれども、するとこの扶養親族というのは、例えば東京に行って、大学に行って勉強している子供なんか対象になるし、扶養には入っているんだけども独立している、自分で生活をしている独り暮らしの高齢者なんか対象になると、こういう理解でよろしいですか。

それから、3点目の人件費なんですけれども、テレビなんか見ていると本当に手間がかかって大変だというのが、お役所もそうなんですけれども、企業なんかもそうですよね。本当に、何で現金給付で4万円くれなかったんだと、こういうこと何でやるんだという話なんですけれども、役場ではどういうふうな取組したんですかこれ、やっぱり大変だったんですか。そこら辺伺います。

○議長（水野秀一君） 会計管理者兼税務課長、坂本克幸君。

○会計管理者兼税務課長（坂本克幸君） 1点目の扶養の件については、そのとおりです。扶養になっている人数分が納税義務者の方から引かれることとなります。

定額減税の件ですが、確かに議員さんおっしゃるとおり、とても大変でした。計算自体はシステムを導入し

てやることは可能ですが、これは所得税と住民税と、また一人一人所得と扶養と全て個人個人違います。そのため、一概にこういうものですよと簡単にちょっと説明することもできませんので、こういう場合はこう、扶養が何人いればこうと、一人一人違うので、その説明もちょっと、私のほうも理解するまで時間かかったんですが、とても大変でした。国の政策としてやったことですので、町のほうとしてはそれに従ってやるしかないというのは重々承知はしておりますが、とても大変で、私個人としましても、単に給付で、一律の給付のほうがかかったのではないかと思っております。これはちょっと余談ではありますが、私個人の感想となります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 町長、3点目に関してなんですけれども、こういうふうに変な思いをして、中にはもしかすると残業をして、町から残業手当を支出しなければならないということもあったかもしれないんですけども、やはりこの事務費に関しては、専決のところに出てきましたけれども、取りあえず町で立て替えておいてくれと、後で何らかの形でやるからというような形でやっていますよね。この人件費に関しても、こんなひどい思いさせるんだらば、きちんと金よこせというのを国に言うべきだというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、本当に国からの指示で、職員も大変だと思っております。

それで、事務費、あるいは人件費、全く私もそのとおりであります。これは何らかの形で声を上げていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○8番（上野信直君） いいです。

○議長（水野秀一君） ほかに。

5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 本当に細かいところで恐縮なんですけれども、1つは、新旧対照表に「によって」を「により」に変えた、これは何か意味合いがあるのでしょうか。これちょっとお聞きしたいなと思っていたのと、それから今、定額減税、給付金のところで質問しようかなと思ったんですが、今ちょうど同僚議員から出ましたので、その中でも調整給付金のところで、いわゆる令和5年度分の所得税を使って推計値で給付するんだよということなんですけど、じゃはっきりした、その給付金が合っているかどうかの確認というのは、また後日やるということなんです。どのタイミングでやるのか、それが1つと。

本当に定額減税、非常に難解で、いろんな資料を読んだり、いろんなことをするとますます分からなくなってくるのが正直なところです。私もある程度経験はあるんですが、この定額減税の中身については本当に分からないなと思っていて、それで町のホームページなんか見ても、確かに所得税のところ、定額減税のところにあるはあるんですが、例えば今、税務課長が言ったとおり、いわゆる住民税のQ&A、いわゆる税務課長ですら難解なものを、一般の町民の方が理解するのは非常に難しいと。でしたらば、今、同僚議員からも質問ありましたけれども、扶養の問題だとかいろいろあったんですけども、そういったものに対しての町独自の、町に合ったような形のQ&Aというのは考えていなかったのでしょうか。

多分、ほかの何か見ると、町は町で、村は村で結構Q&Aというのが出ていて、こういう場合はこうですよというのが結構細かく出ているんですが、浅川町の、私の調べ方が悪いのかどうか分かりませんが、そこにいくと国税庁のほうにぼんと飛んじゃって、そこの中の所得税のあれは分かるんですけども、住民税の中のいわゆる1万円の減税に対するあれというのが非常に分かりづらくなっていると思うんですが、その辺はいかがなんでしょうかということで、その3つですね。

それから、もう一つは給付金を受け取る際のあれというのは、確認書というのを各世帯に送るということによろしいのでしょうか。お願いします。

○議長（水野秀一君） 会計管理者兼税務課長、坂本克幸君。

○会計管理者兼税務課長（坂本克幸君） お答えいたします。

1点目の、「より」と「よって」の文言の変更ですが、これは国からのものですので、文言の整理ということで、こういった形で改正してくださいという指示なので、町のほうで独自に「より」を「よって」と変えたものではございません。国のほうで税法の中で文言の整理があったので、それに伴って変更しているだけのものがございます。

2番目の所得税の確定の時期ですが、こちら、あくまでも支給の段階では、前年分、5年の分を基に推計して給付してくださいよということで、国のほうから指示は来ています。最終的に所得税が固まるのは、もちろん令和6年が完了して、それからということになりますので、その後、給付が実は多かった、少なかったということは出てくるかと思えます。給付が少なかった分に関しては、それは追加で給付するようなことで国のほうは指針を出しております。ただ、多く給付し過ぎたものに関しては、今のところ国のほうでははっきり出しておりませんが、何か返還は求めないというような話も出てはおります。ただ、これもはっきりはしておりませんので、国のほうの方針ですので、追加の給付につきましても所得税の分の給付になります。それも町のほうでやらなければいけないのか、そういったことに関しては、まだ国のほうではっきり決まっておきませんので、何とも言えない部分ではございます。

3点目の町民税の部分の定額減税について、分かりにくいので町独自のQ&Aをつくっていないのかという部分に関しましては、先日、税務課資料として皆さんのお手元にお配りしました1枚のペーパー、こちらのみでございます。本来ですと、やはり国のQ&Aをかみ砕いて、町独自のものをつくるということをして町民の皆さんに示せば一番よいのですが、なかなかこの制度自体を理解して進めていくということもちょっと困難な状況でしたので、とてもそこまでちょっと手が回らなかったところが実情ではございます。本来ですと、皆さんに分かりやすくQ&Aをつくれればよかったです、それができなかったといえども本当に申し訳ありませんでした。

広報等にQ&Aとかということで、またいろいろ定額減税のほうも、今、住民税が確定したところですので、これから先ほどお話ししましたとおり、7月末から調整給付のほう出てきます。その中で広報等にも載せて、なるべく分かりやすいような表現にしたいとは思っております。

最後の件につきまして、調整給付の通知ですが、これは確認書ということで口座番号等必要となります。こちらマイナンバーカードの登録された口座番号や、町のほうに登録のある番号等、そういったものが分かる方は全て口座番号等は記載して、この口座でよろしいですかということで通知のほうを出して、それによろし

ればそちらに振り込むという形になります。どうしても町のほうで把握できていない口座につきましては届出を出していただくようになりますので、そういった形で通知のほうは出したいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 分かりました。

確かに町のほうとしても、先ほどのやり取りの中でもありましたけれども、いわゆる役場は役場の中での職員の皆さんの定額減税、それから我々町民に対してもそれに対しての定額減税と、いろいろ事務量が多くなって非常に大変だというのは重々承知しています。大変だろうなということを感じています。それで素直な感じとして、そういったものに対しての残業等もあるだろうという先ほど質問もありましたけれども、そのとおりだというふうな感じをします。

その辺のところは、先ほど町長さんのほうの答弁にもありましたけれども、これはもう公なところで国にでも申し出るのが筋かなと。大部分のところでは決まっていなくて多いので、多分、調整給付金のいわゆる追加というところで、不足分に対しての追加というのは決まっていて、多分令和6年度の所得税の確定申告が終わったところで、年末調整等が終わったところで多分いろんなところの調整は不足分についてはできるんだろうけれども、逆に多過ぎちゃうと取るということになるので、多分その辺は曖昧にしておくのかなという感じはします。ですから、その辺の決定はしていないんだろうなというふうに思っています。

それで、1番目の「よって」と「により」のことは、これはもう十分、国からのあれだというのは分かっているんですが、何で変えたのかよく、片方が動詞で片方が接続助詞ですよ。何か意味は一緒なんですけれども、何でここを変える必要性があったのかなと、これだけでも事務量大変なんだろうなと。いわゆるパソコン上でやれば置換という、置き換えるというソフトが入っていれば一遍でばあっと変えられていくんでしょうけれども、なかなか大変だろうなと、この定額減税のときに結構大変な文言を変える意味合いがあるのかなという意味でちょっとお聞きしました。

それから、この我々に配付してくれた税務課資料、これもいわゆる国のほうのあれの中にちょっと出ている、そのままだと思いますので、多分問合せ等で町民の方からもあると思いますので、それだったらある程度のことをQ&Aで資料集として載せておいたほうが問合せの数も少なくなるのかなという感じがしたものですから、私のほうでちょっとその話をさせてもらいました。

今後も非常に大変なご苦労があると思うんですが、ぜひ頑張ってください、はっきりしないところでやっているのではなかなか難しいとは思いますが、その辺のところを間違えないようにぜひお願いしたいなというふうに思います。

以上です。いいです。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

9番、会田哲男君。

○9番（会田哲男君） この資料のことで、ちょっとお聞きしたいと思います。

減税額の最後の米印のところ、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度の個人住民税ということなんです、この前、扶養を出していない方という説明があったんですが、これ5年度で一

応出すんですね、今回は、5年度の所得で、6年度で配偶者の控除とか変わった場合、これ同じような理屈で個人に通知したりしてやる意味なんですか。この扶養を出していない方の意味を、もう一度かみ砕いてほしいと思います。

○議長（水野秀一君） 会計管理者兼税務課長、坂本克幸君。

○会計管理者兼税務課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

こちら所得申告、会社の届け等で扶養に入っている場合には減税の対象としてなっていますが、なっていない方、入れていなかったような方はもちろん計算の対象には入れることはできません、把握できませんので。また、その方が納税義務者でなければ減税ももちろんございませんので、そういった方につきましては、国のほうで今年度末の扶養の届け等に、減税の対象になっていない方、扶養とかに取っていない方、いるかどうかというのを明記するようになるそうです。そして、それを基に、減税の対象になっていなかった方がいた場合には、その方の方は7年度の中で減税するようになるということで、国のほうとしては指示が来ております。分かりますか。

〔「何か分かんないけれども」の声あり〕

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

9番、会田哲男君。

○9番（会田哲男君） そうすると、なっているかなっていないかの通知、例えば5年度は配偶者控除なり扶養控除になっていたと、でも6年の所得ではなっていないとか、あるいは5年度には扶養になっていなかったけれども、6年の所得申告では扶養に出したと、配偶者控除なり扶養でもそうですけれども、この場合はそうすると後から通知か何かやって確認するようなことになるんですか、今の話だと。私、ちょっと理解できなくて申し訳ないです。

○議長（水野秀一君） 会計管理者兼税務課長、坂本克幸君。

○会計管理者兼税務課長（坂本克幸君） お答えします。

まだ、国のほうでも、来年度の話になってくるので、はっきり方針を打ち出しているわけではないんですが、先ほどちょっと話したとおり、会社等にお勤めの方で扶養に取っていない場合、奥さんがいた場合などは今年度の年度末の段階で、扶養には取っていないけれども1人いるということで報告するような義務があるようになるそうです。まだこれも正式な決定ではないようなんですが、ただ会社にお勤めじゃない方、申告等が必要な方は、申告等の中で恐らくそういうことを把握するようになるのかなとは思いますが。

これはいずれにしてもちょっと先の話ですので、先ほどからちょっと申し上げておりますが、まだ国のほうでもはっきり決まっていない部分が多々あります。いろいろ一つ一つ決まり次第、それに基づいて町のほうでも事務を進めていくしかないのかなとは考えております。ちょっと複雑で分かりづらいんですが、そういったことで国のほうとしても漏れのないように減税のほうをやりたいということですので、町もそれに従いまして、漏れのないように進めていきたいとは考えております。

以上です。

○9番（会田哲男君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第1、承認第3号 専決処分の報告及びその承認について（浅川町税条例の一部を改正する条例について）を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

---

#### ◎承認第4号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第2、承認第4号 専決処分の報告及びその承認について（令和5年度浅川町一般会計補正予算（第8号））を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 11ページの役場庁舎等建設基金積立金について質問するんですけども、これで基金の総額は幾らになるのかを伺います。

それから、この基金の主な使い道って、当面は小学校の建設ということになるんだろうと思うんですね。小学校の建設の主要な財源になっていくんだろうというふうに思うんですけども、大体小学校の建設、よし、このぐらいたまったらばいけるというふうに思っている金額、どのぐらいこの基金がたまればそういうふうになるのかを伺います。

それから、2点目として、13ページの高校生の通学助成、残額が出ました。大体、率にすると78%の申請率です。大体4人から5人に1人は申請しない、この主な理由はやはり金額が少ないからと、年間で1万円という僅かな金額のために、わざわざ役場に申請するというのは大変だというふうに思う人も多いのではないかと、いうふうに思うんですね。これ、額を引き上げるということについてはどのようにお考えなのかを伺いたいと思います。

それから、14ページの代替保育士の残額が出ました。ちょっと気になるんですけども、代替保育士って正規の保育士さんが休んだときに、それに対応するための費用だというふうに思うんですけども、きちんと保育士さんは年休取れているのかどうか、その辺の実態はどういうふうになっているのか。これは保育士だけでなく、この際ですから、職員全体で年休の取得ってどういうふうになっているのか、総体的なところを伺

いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 各担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から1点目について、役場庁舎基金の状況につきましてご答弁させていただきます。

3月31日専決で1億2,000万積立てをしておりますが、残高としまして9億6,000万円ほどございました。その後の動きなんです、6年度の当初では3億円を減額し、一般会計に運用しております、今現在で申しますと6億6,000万となっております。

この基金ですが、当然庁舎基金、庁舎の建設がメインとなっているわけですが、議員さんおただしのとおり小学校建設等、他にも運用する予定にはしておりますが、現在、いつ小学校が実際建設になるかということなんです、財政的にはシミュレーションを行っておりますが、以前、小池副町長から説明が全協であったかと思うんですが、シミュレーションで令和15年が目安と、その当時答弁しているかと思われま。

私からは以上です。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） それでは、お答えいたします。

高等学校通学費助成金、36万ほど申請がなかったということですが、こちらにつきましては、町のほうでは広報紙なりホームページなり、それからお知り合いの方、お友達の方とかお声かけていただくように、こちらからも何度かいろいろ周知はさせていただいたところですが、申請されなかった方の理由まではちょっと分かりませんが、中にはあとは申請出さないという方も何名かいらっしゃったようであります。

それから、あと保育士の年休につきましては、以前より夏休みの休暇が3日から5日になったこと、それからあと特別休暇として子の看護休暇のほうが拡充されたこととか、もちろん年休も取得できるような体制にはなっておりますけれども、そういったことと、あとなかなか保育士さん、子供たちが来ているのでちょっとお休みはなかなか取りにくいところはございますが、そんなに多いほどではないですけれども、それなりに年休のほうは取っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から3点目の職員全体の有休率の件ですが、こちらにつきまして答弁させていただきます。

職員は、大きく分けると正規職員と会計年度任用職員とおります。有休ですが、有休の取得率、こちらにつきましては具体的な数字は今、手元にはないんですが、有休の取得率は高いと認識しております。こちらにつきましては、月に1回、職員安全衛生委員会というものを開いております。そちらで私が統括の委員長をしております。その中でよく議論になるんですが、超過勤務手当にしろ有給休暇にしろ、有給休暇は取得をする、超過勤務はできるだけしないということで、月1でそのように指示をしているところであります。

なお、今月からは今度夏季休暇もございまして、6、7、8、9、10、5か月ですが、5か月で5日間とあり

ます。こちらの取得率は、約9割は超している状況になっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 分かりました。

1点目ですけれども、シミュレーションでは令和15年を目標に基金を積み立てていくというような話でした。私ら以前、これ説明受けたのかもしれないんですけども、ちょっと忘れたので。これ基金的には大体、幾らぐらいになるという見込みなんですか、令和15年度あたりで。

それから2点目、高校生の通学費の助成については、これ町長に答弁求めたいというふうに思うんですけども、4人から5人に1人は申請していない。これが、例えば平田村みたいに年間5万円支給しますということだったら、ほとんど漏れなく申請は出ると思うんですよ。ですから、この現状を踏まえて、町長どのお考えになるのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） ちょっと申請していない方が若干いるというのは、本当に大変残念であります。確かに私、1万円ではやはり低いかと思っておりますので、今、様々な検討をしているところでございます。やはり今、他町村もそれなりにあげておりますが、平田村さんは汽車がないんですよ。私、聞いたらそういう関係で、汽車がないということで通学手当をあげているということでもあります。でもそういう中でも、浅川町ではやはり若干少ないかなと思っておりますので、今、検討しているところであります。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、1点目につきまして、再度答弁させていただきます。

この庁舎の基金なんですが、役場庁舎等建設基金となっております、役場庁舎などとなっております。具体的な金額なんですが、こちらに関しましては、今回お答えできないのが現状なんです。なぜかといいますと、予算で今年度なんですが、町民体育館、こちらの設計が今年度予定されております。大規模改修です。来年度からは大規模改修工事が始まります。こちらにつきましても億単位の工事となります。そのときの資金不足は当然想定されるんですが、こちらの基金を一時運用するのかなと認識しております。

ですので、本来ですと役場の建設に使われるのがメインではございますが、ご覧のとおり箱物が老朽化しております。優先順位を決めまして、この基金をうまく活用しまして運用しておりますので、金額につきましては今現在ではお答えはできません。

以上です。

○8番（上野信直君） 分かりました。いいです。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） すみません、1つだけ確認させていただきたいんですが、11ページ、さっき、前回の説明、冒頭の説明でも2款1項8目の企画費の中の吉田富三記念館助成金というのは20万ということで、ふるさと応援基金よりこれに、吉田富三の記念館に使ってくれということで歳出したというふうに説明を受けたんですが、これは誰に対して歳出しているんですか。ちょっとその辺のところをお聞きしたいなと思いました。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） それでは、お答えいたします。

吉田富三記念館助成金20万円につきましては、おただしのおり寄附して下さった方から吉田富三記念館に渡してほしい旨のご希望があったため、寄附と同額の20万円を助成したものですけれども、寄附先としましては一般財団法人吉田富三顕彰会のほうにお渡ししているものとなっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ということは、指定管理者のほうに預けたということによろしいのでしょうか。そういう意味合いですか。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、一般財団法人吉田富三顕彰会のほうに助成していますので、指定管理者も同じ吉田富三顕彰会ですので、結果同じところに助成しているということになっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第2、承認第4号 専決処分の報告及びその承認について（令和5年度浅川町一般会計補正予算（第8号））を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

---

#### ◎承認第5号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第3、承認第5号 専決処分の報告及びその承認について（令和5年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号））を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第3、承認第5号 専決処分の報告及びその承認について（令和5年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号））を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、承認第5号は承認することに決定しました。

---

#### ◎承認第6号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第4、承認第6号 専決処分の報告及びその承認について（令和6年度浅川町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第4、承認第6号 専決処分の報告及びその承認について（令和6年度浅川町一般会計補正予算（第1号））を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、承認第6号は承認することに決定しました。

---

#### ◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第5、議案第25号 浅川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議

題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 国保税率の県内統一化に向けて、浅川町の国保税がどういうふうになっていくのかというシミュレーションはやっているのでしょうか。やっているんだっただらば、国保税がどういうふうになっていくのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） お答えいたします。

シミュレーションなんですけれども、はっきり申し上げますと、実際は先までは行っておりません。この間の県の会議の中では、令和8年度をめどに、県ではある程度の保険料の標準的なモデルというか、基準みたいなものを出すというような形で言うておりましたので、その辺が出たら本格的に検討していきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） シミュレーションはしていないということなんですけれども、比較的というか、かなり今、国保税が高い自治体の議員の方から、私その自治体がやったシミュレーションをいただいたんですけれども、今は高いんですけれども、それでももっともっと高くなる、こういうシミュレーションの結果が出ています。

今の感じからいくと、やはり統一化になると浅川町の国保税というのは、私は下がることはないと思うんですけれども、これから上がっていくというふうな、やはり担当課でもそのように把握しているのでしょうか。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） そうですね、議員さんおただしのとおり、現在は各町村によって医療費係数というのが考慮されて見られているんですけれども、それがどんどん統一化にいくに従ってパーセンテージが低くなっていくので、だんだん高くなるというのは予想されることです。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか、8番。

○8番（上野信直君） いいです。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 賛成討論をやります。

○議長（水野秀一君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 今年度の国保税は、この条例改正によって1世帯当たりでは前年度に比べて減税になる、しかし1人当たりでは僅かではありますけれども増税になると、こういうような内容であります。

私は以前、同じような状況のときに、もう少し減税すれば、1人当たりでも減税になったんだからそうすべきだったということで反対をした経験があります。今回どうするかというのは、やはり迷ったんですね。もう少し基金取り崩してやってくれたらば、どちらも減税になったのになと、全町民が減税になったのになというふうな思いは今でもあります。ただ、この3年間の国保税の推移を見てみると、ほぼ同じ水準で来ていると。減税の財源の基金も2,043万円にまで今減っていると、こういうことで、これから国保税率の福島県の統一化、これによって国保税はどんどん上がっていくということが想定される下で、もう確かにこの基金も大事に使わなければならないなというふうにも思いますので、以上の理由から本案については賛成をしたいと思います。

○議長（水野秀一君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第5、議案第25号 浅川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第6、議案第26号 浅川町出生祝金支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 本改正で、今年度は大体、総額幾らぐらいの支出増になるのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 計算はちょっと、数字は出してはなかったんですけども、単純に考えますと、大体年間、今20名程度の出生率です。ほとんどが第1子、第2子、第3子なので、第1子、第2子、第3子のところが5万円が上がっているんで、そこ掛ける20人なので大体100万はプラス、単純に考えるとするのかなという考えでおります。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○8番（上野信直君） いいです。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 町長これ、以前に少子化対策の一環ということで、町長のほうに言っておきます。

異次元なる少子化対策ということで国も打ち出しているときに、今回5万円アップということで、年間にすれば今のとおりに20人しか産まれないから100万しか上げないんだと。やっぱり町長、もう少し浅川町はもう打って出て、10万でも15万でもやっぱり上げてやるぐらいの器量でやれば、もう町長がいつも言っている子供のためにとか、そういうことでばっちりだと思っんで、やっぱりその辺のことをいま一度考えて、大変でしょうがその辺を皆さんでよろしくお願ひしたいと思ひます。子供のためです、よろしくお願ひします。

○議長（水野秀一君） 答弁は。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） ありがとうございます。

今回、職員で話し合って、やはりこの出生祝金、第1子、第2子、第3子を5万円であります、上げさせていただきました。

やはり、そういう中でも管内では上位のほう、2番目にいいと思っております。これからも本当に子供たちのため、あるいは子育て世代のために、様々なことを考えてやっていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

まず、最初に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 私も、以前から一般質問などで、この出生祝金の見直しを提案してございました。今回、このように改正されるということで、非常によかったなと思ひます。

しかしながら、今、6番議員がおっしゃったように5万円の増額ということで、もうちょっと多くできなかったのかなというのも私の考えというか思ひであります。しかしながら、なかなか容易でない財源の中、こう

いうものを改正して子育て支援に充てるという、その執行側の思いというものは理解できます。

そういった観点から、この条例の改正をきっかけに、少子化対策、子育て支援、ますます充実していただきたいということで賛成討論といたします。

○議長（水野秀一君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第6、議案第26号 浅川町出生祝金支給条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第7、議案第27号 令和6年度浅川町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） 5ページの一番下の地域医療、デイサービスすみれの増築ということで、とても皆さんがここはいいということで、すばらしい事業であるということで増築ということになりましたが、その資料をお配りしていただいたと思うんですけども、資料のほうに新しい増築の場所が指定されておりまして、増築するのはいいんですけども、駐車場も広くしないといけないのではないかなというようなこともありまして、またこのすみれの目の前の道が狭いというようなことも、以前、同僚議員から指摘があったかと思うんですけども、それについては町としてはどのようにお考えなのかをお伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） すみれの増築、大変うれしく思っております。それで、道路は前にもちょっとお話ししたかもしれませんが、U字溝を入れたりして、かなり広くする予定であります。

○議長（水野秀一君） よろしいですか、3番。

3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） ちょっと答弁漏れといたしますか、その敷地の駐車場の部分なんですけれども、今見て、自分も結構通る機会多いんですけども、やはり駐車場がちょっとあまり大きくないのかなと、それでまた増築するのであれば、さらに使用する人が増えるということなので、その点についてはどうお考えなのかお伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） お答えいたします。

私もこの計画をお聞きしたときに、駐車場の心配はしました。すみれさんのほうに確認しましたところ、近くにまた民地を借りて、駐車場を整備するということで回答を得ております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、このデイサービスセンターに隣接しています道路の件でございますけれども、おただしのおり一部幅員が狭いところがございます、こちらの道路につきましては、以前からいろいろと拡幅などのおただしもあったかと思えます。それに基づきまして、令和5年度中に設計をしております、今年度は一部用地の買収、それから一部用地の寄附などを受ける手続を今現在しているところでありまして、拡幅につきましては令和7年度に予定したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） そうですね、やはりいろいろ考えていただいているようだったのでよかったです。ぜひ、駐車場、そして道路の拡幅ということで進めていただきまして、より使いやすいような状況でやっていただければと思います。ありがとうございました。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） 7ページの6款1項農業振興費についてです。

このたび、新規就農者育成総合事業補助金として750万でございます。まさに経営発展支援事業として、新規就農者1名への助成でありますけれども、この事業については水稲、キュウリということでございますけれども、この事業の目的、機械の購入なのか施設なのかという点と、あと経営開始資金がこちらにございませんけれども、申請して該当しなかったということなのか、該当しなかったということであればどういったことだったのかということで、ちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君） 私のほうからお答えいたします。

この新規就農者育成総合支援事業補助金の経営発展支援事業につきましては、49歳以下の認定新規就農者の方に支給されるものでございます。事業費上限1,000万円で、今回水稲とハウスキュウリということですが、トラクターと乾燥機を予定してございます。対象者は1名となっております。

おただしのもう一つの経営開始資金が計上されていないのではないかとありますが、こちらにつきましては所得要件のほうがございます、所得要件のほうで該当はしないものと思われまので、今回は計上してございません。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番。

○2番（富永 勉君） ありがとうございます。いいです。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） ただいまの質問の下に商工費の観光費のほうで魅力発信事業委託料となっておりますが、約2,000万近くになっています。これの詳細のほう、ちょっともう一度お伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） それでは、私のほうから補足で説明させていただきます。

今回の補正予算で計上いたしました魅力発信事業委託料につきましては、福島再生加速化交付金の地域魅力向上発信支援事業と震災復興特別交付税を活用しまして、町からの費用の持ち出しをすることなく実施するPR事業となっております。

事業内容につきましては、著名人を活用した電子雑誌、紙の冊子、動画等を作成しまして、町の観光名所や特産品等の魅力を発信するものとなっております。

著名人につきましては、首都圏の若年層から好感度及び知名度が高く、テレビ等にも出演するような著名人を活用することによりまして、新聞やネットニュース等にも取り上げられることが期待でき、マスコミ等への露出やSNS等での発信の連鎖によりまして、町の認知度の向上を図りたいと考えております。

そのため、今回はインターネットでの配信をメインといたしまして、動画は十数秒のもの3分程度のものの2種類を作成し、電子雑誌につきましてはパソコンやスマートフォンで閲覧するものとなりますけれども、20ページ程度を予定しております。紙の冊子につきましても20ページ程度を予定しております。こちらは東京などの首都圏でのイベント等で配布を予定しております。さらに、デジタルサイネージにつきましては、電子版のポスターのようなものになるんですけども、首都圏の駅構内のディスプレイにそちらのポスターを表示していただく、そのような予定をしております。

当初予算の観光PR動画作成業務委託と今回の補正予算の魅力発信事業委託を同時期に行うことによりまして、複数のメディアでPRすることができますので、相乗効果を期待するものです。この事業の効果としましては、本町の知名度が向上することによりまして、ふるさと納税、それから観光、それと移住・定住の相談等につながるものと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） もろもろ分かりました。

前にも聞いたんですが、動画をつくるということで、やっぱりこれが動画をつくってインターネットとかそういうのでみんなが発信する、これが最高のことだと思うんで、とにかく発信しなければ何にもならないとい

うのが、町長、前にも言ったとおり、これはやって、始めて何ぼのことだと思うんで、ぜひ魅力ある町づくり、よろしく協力してやってください。お願いします。

町長、何かしゃべりたいんで、どうぞお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本当ですね、せっかく約2,000万円弱いただいておりますから、当然この動画等を作成して、私、移住・定住に期待をしたいと思っております。そしてまた、浅川町のPRをしていただけたらうれしいなと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 1点目ですけれども、PR事業は全額国から来るお金でやるんだということでありましてけれども、震災復興特別交付税999万円、福島再生加速化交付金999万円、これを使ってやるわけなんですけれども、魅力発信事業をやるから国からのお金が来るといことなんですか、その点をまず1点伺いたいと思います。

それから2点目として、5ページの定額減税の補足給付の金額が計上されておりますけれども、これは何人分が計上されているのか伺いたいと思います。

それから、6ページなんですけれども、再生可能エネルギー最大限導入のための何とか委託料ということなんです。1点目は、計画策定ではなくて、計画策定支援業務というふうになっているんですけれども、これ計画策定の委託じゃなくて、計画策定支援業務ってどういうことなんですか。その点を1点目として伺います。

それから、何をやるかという、ロードマップの策定、それからポテンシャル調査、こういうのをやるらしいんですけれども、これ委託先というのはもう決まっているんですか。伺いたいと思います。

それから、3点目として、ポテンシャル調査ってどういうことをやるんでしょうかね。伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 各担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） では、1点目につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

今回の補正予算で計上いたしました福島再生加速化交付金につきましては、福島再生加速化交付金の地域魅力向上発信支援事業となっております、この交付金は今なお続く風評払拭するために行う県外への情報発信等の事業に対して交付されるものとなっております、交付率が2分の1となっております。限度額につきましては、浜通りの15市町村が2,500万円、県内のその他の市町村が1,000万円となっております。今回の歳出のほうで計上しました事業費が1,999万8,000円となっておりますので、その2分の1の999万9,000円が福島再生加速化交付金として交付され、さらに残りの部分については震災復興特別交付税として交付されるということで、町の負担がなく事業を実施できるというようなものでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 会計管理者兼税務課長、坂本克幸君。

○会計管理者兼税務課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

調整給付の人数につきましては、先ほどお話ししたとおり、所得税につきましては、今後デジタル庁のシステムを活用して、令和5年の所得税から推計という作業がございます。そのため、正式な人数はちょっとまだ把握できませんが、おおむねただいまの大ざっぱな概算の数字にはなりますが、最大で1,200名程度になるかなと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 住民課長、高野喜寛君。

○住民課長（高野喜寛君） それでは、お答えいたします。

まず、計画策定の支援業務の支援ということですが、今回の業務の中で、まず資料のほうにもありますが、1号と2号という形での事業を予定してございます。その1号の事業の中で、再生可能エネルギーの導入ロードマップの策定業務という形で予定をしてございます。こちらの中で地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、こちらのほうを既に作成しておりますが、こちらのほうの改定も予定してございます。その改定に当たりまして、いろいろな町全体のロードマップを作成していただいて、その中でいろいろ改定内容を踏まえて、最終的に町のほうで改定をするという形になりますので、それに当たっての支援をしていただくという形での業務内容となっておりますので、支援という形を使ってございます。

それから、ロードマップ、ポテンシャルの中での委託先、こちらのほうにつきましては、決定はしてございません。議会議決になった後に、これからそれらの手続をする予定になってございます。

それから3点目、ポテンシャルということなんです。こちらのほうにつきましては公共施設の再生可能エネルギー、こちらのほうで町の公共施設を対象とした太陽光発電設備、そういったところの導入の可能性調査、こういったところを実施いたしまして、立地や施設の利用状況、そういったところを踏まえまして、効果的な導入を図るための基礎資料を作成するための内容となっております。

内容といたしましては、基礎情報の整理、公共施設55施設ございます、そういったところの設置が可能かどうか、それから方法等の検討、それから現地調査であったり、概略の検討、発電のシミュレーション、それから導入に当たっての計画、行程、こういったところの作成であったり、それに合わせての環境的、経済的、社会的効果の分析であったり、そういったところを業務委託としてお願いいたしまして、最終的に地球温暖化対策の実行計画の事務事業編、こちらのほうの改定に関する整理、報告をしていただくというような業務内容として予定してございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） まず、1点目ですけれども、福島再生加速化交付金999万円、これは魅力発信事業を行うから特別に来るんだと、こういう理解でよろしいですね。ただ、震災復興特別交付税についてはそうではなくて、これはもともとは、この交付税はもともと浅川町に国から来るお金で、これは何に使ってもいいよという種類のお金じゃないかなというふうに思うんですけれども、そういう理解でよろしいですか。伺いたいと思います。

それから、2点目は分かりました。

再生可能エネルギーに関してなんですけれども、1点目の部分、支援というのはどういう意味かは分かりました。

ロードマップの作成とポテンシャル調査の委託先は決まっていないと。予算が通ったならば、これから決めていくということなんですけれども、こういう業者って今までは私はほとんど聞いたことがないんですけれども、具体的にどういうあれなのか。いっぱいあるんですかね。指名競争入札かなんかでやるということになるんですか。伺いたいと思います。

それから、ポテンシャル調査というの、確かに役所がこういうことを取り組もうとすると、こういうところにお金を使わなくちゃならないのかなと、私からすれば太陽光発電載せられるのはどの建物とどの建物だなんてただで判断できるような気もするんですけれども、そんなものでは済まないということで900万円以上のお金をかけてやると、こういうことですよ。はあとため息が出てしまいますけれども、その部分の質問はいいです。お願いします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、1点目の答弁をさせていただきます。

今回のこの約2,000万の事業ですが、先ほど来出ておりますとおり、震災復興の特別交付税、こちらを充当する予定となっております。こちらにつきましては、事業費の約2分の1が特別交付税で充当されることになっておりまして、我が町におきましては、毎年何らかの形でこの特別交付税を活用して事業を展開しております。今年度につきましては、このPR事業となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 住民課長、高野喜寛君。

○住民課長（高野喜寛君） お答えいたします。

委託先は決まっていないということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、議会で議決をいただきましたらば正式な手続に入っていく予定をさせていただきますが、こういった最近、太陽光関係であったりとか、環境に関するいろんな業務がございまして、業者さんについてはそういった専門的にたけている業者さんもありあるように聞いてございます。今回、町のほうで考えてございますのは、指名競争入札という形ではなくて、公募型のプロポーザル方式で進めたいというふうに考えてございます。なかなか専門的な内容になってきますので、そもそも町のほうに指名参加願が出ている業者の中で、そういう専門的な内容を受注できる業者というのも限られているということもございまして、透明性、それから専門的な知見、そういったところを踏まえた中で、公募型という形で募集をかけて決定していきたいというふうに考えてございます。

それから、2点目のポテンシャルという意味での、見ただけでいろいろ判断という部分もあろうかと思いますが、なかなか難しい部分もございまして。ただ単に太陽光を載せられるか載せられないかだけではなくて、シミュレーション、そういったところも踏まえて、いろいろな形で業務支援をしていただくという形を考えてございますので、そういったところで今回の補助金、早期に採択になったということで、補助金も4分の3の補助金も該当になっておりますので、そういった補助金を活用しながら有効に事業のほうを進めていければというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 浅川町の脱炭素宣言をしたときに一緒にいらっしゃった、何か会社でしたか、団体でしたか。あそこの方々の関わりというのは、この部分での関わりというのはどういうふうに関わるんですか。

○議長（水野秀一君） 住民課長、高野喜寛君。

○住民課長（高野喜寛君） お答えいたします。

包括連携を締結している株式会社エスプールさんになります。本年1月に、いろいろとこういった補助事業の申請するに当たっての町内企業のヒアリングであったり、いろいろな申請のサポートであったり、国の補助事業の情報をいただいたりとか、そういった形でいろいろな支援をいただいているところでございます。

今回の業務委託に当たりましては、いろいろ包括連携はしてはございますが、あくまでも公募型のプロポーザルという形で、フラットな形で募集をかけた中で決定していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか、8番。

○8番（上野信直君） いいです。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 何点か質問させていただきます。

まず、5ページの企画費の負担金、補助及び交付金、地域おこし推進事業補助金5万円、説明ですと7月14日に浅川駅前で開催されるマーケットのための補助金という説明でございました。それについて再度、詳細についてご説明お願いいたします。

それから7ページ、環境衛生費の7節の報償費、町ゼロカーボン推進協議会委員の報償費、11万6,000円計上されております。この委員の構成、どういう分野の方をお願いする、今のところまだはつきりはしていないんでしょうけれども、そういう見込みといいましようかね。それで、町内の方々なのか、あるいは町外の専門的な分野の方々なのか。あるいは町外、町内合わせてそういう方をお願いするのか。よくあるのが、今までの例ですと、こういう委員会は充て職が多いんですね。なので、その辺の大枠、委員会のメンバーは現時点でどういった人たちにお願いをするのかという、大変な事業費ですよ、この委託料。1,600万ちょっとの支援業務をお願いするがゆえに、それをいろいろ協議する委員さんだと思うんですけども、そういう観点から、この委員を選任するのも非常に重要な分野なのかなと思いますので、その辺のところを今現在、分かる範囲でお答えをお願いします。

それから、商工費、観光費の魅力発信事業委託の中で、先ほどいろいろ課長のほうから説明がありました。それで、著名人を活用したいということで説明があったんですけども、なかなかその辺どういった人をお願いするのかというのは今、先ほど課長答弁があったように、いろいろマスコミとかで活躍されているような人らしいんですけども。でもその著名人っていういろんな分野があって、芸能、文化、スポーツ、あるいはこういった観光ですかね、いろんなそういう分野あると思うんですけども、大体どういった分野の人をお願いしたいのかという、そういうものの中身については、今はまだ固まっていないんでしょうかね。その辺、分かればお答えをお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） 私のほうから、1点目と3点目についてご説明させていただきます。

まず、1点目ですけれども、地域おこし推進事業補助金につきましては、地域おこし協力隊発案の浅川駅前マーケット等の地域おこし事業に対する補助金となっております。地域おこし協力隊の退任後も継続して事業が行われるように、「あさかわのわ」という任意の団体を発足させておりますので、そちらの団体に地域おこし事業に対する補助金として交付するものとなっております。主なものとしては、イベント開催の際の保険料と消耗品等となっております。

今回の補助金につきましては、おおむね内容は決定しております夏の事業分を計上しております。今後、秋以降予定しているのが、昔の健康ハイキングのような事業だったり、あとは水郡線利活用ということで水郡線を使った大人の遠足など、いろいろ検討しているところでありますので、その辺は事業内容が決まりましたら再度、補正予算計上する予定をしております。

駅前マーケットの主な内容なんですけれども、町内外の方に声をかけておまして、出展者が今のところ十数名になっております。開催日が7月14日日曜日、浅川駅の駅前広場で行うようになっております。

続きまして、3点目になります。

魅力発信事業の著名人なんですけれども、今回ターゲットにしているのが、若年者に人気のある方ということで考えておりますので、できれば芸能関係の人をお願いしたいと考えてはおります。ただ、スケジュールの関係がありますので、違うことになるかもしれませんが、今のところ考えているのは、若年の方に人気のある芸能関係の方ということで考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 住民課長、高野喜寛君。

○住民課長（高野喜寛君） それでは、2点目につきましてお答えいたします。

ゼロカーボン推進協議会のメンバーでございますが、この推進協議会のほかに、まず浅川町の地域地球温暖化対策推進本部ということで庁内の組織がまずございます。その庁内組織のほか、町外ということではなくて、庁外ということで浅川町のゼロカーボン推進協議会ということで仮称で想定をしております。補助金の採択を受けた交付申請の中では、想定されるメンバーといたしましては、行政区長会、それから経済団体として浅川町商工会、それから浅川町経営者協会、それから農業団体として農業委員会、それから農協さん、それから地元金融機関として東邦銀行さん、白河信用金庫さん、そのほか地元企業として数社、地元エネルギー関係もいろいろ取り組んでいる企業さんということで想定しております。あくまでも町の計画という形になりますので、町内の方の意見をいろいろと協議会の中でご意見を伺いながら、協議会のほうを進めていきたいというふうに考えてございます。

そのほか、専門的な知見等を踏まえるために、今回の業務委託の中でこの協議会、そういったところの支援も含めて業務の委託の内容には含めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） まず、7月14日のイベント、駅前の広場を活用していろいろやるということで分かりました。先週だったですかね、6月9日の日に、日曜日ですか、ちょっとホームページで「あさかわのわ」見たんですけども、子供たちと保護者さんで、何かいろいろ駅前に集合して町内を巡ってスタンプラリーみたいなことやったということで、いい試みだなと思います。この「あさかわのわ」というのも、今、地域おこし協力隊の方がいろいろ企画してやっているということも承知しています。そういった中で、駅前の活性化も含めてこういうイベントをやるということは本当にいいことだなと思います。

私、3月の議会で、駅前停車場線の延長に伴う駅前活性化ということで質問させていただいたんですけども、これをきっかけにこういうイベントを今後も定期的で開催する予定なのか、再度お答えをお願いします。

それから、ゼロカーボン推進協議会の委員の構成について答弁いただきました。町内の各種分野の団体の方々とかということで、行政区長会長さんとか、農業委員長さんということで、従来と同じような、これはいい悪いじゃないんですけども、いわゆる充て職でこういう委員会を構成せざるを得ない状況なんでしょうけれども、もうちょっと工夫して、そういう違う分野の人も、特に女性の意見ですよ。女性のそういういろんな団体あると思うんですけども、そういう方たちもぜひこういう委員をお願いをして、これからの浅川町のこういう地球温暖化の取組の問題ですから、女性の視点、考え、それから若い人ですよ。できれば高校生とか中学生なんかもお願いしてもいいんじゃないでしょうかね。

〔「賛成」の声あり〕

○4番（兼子長一君） そういう観点で、ちょっと今までのパターン化された充て職に委員をお願いするということじゃなくて、もうちょっと工夫していただきたいなと思います。

その辺、町長の考えもお聞きしたいのでご答弁をお願いします。

それから、魅力発信事業、若い著名人ということで芸能分野の方をお願いしたいということで分かりました。ぜひ、浅川町の発信力を最大限に生かしていただいて、活躍をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、担当課が内部で様々決めております。若い女性、これは恐らく信金さんとか、若いかなんかはちょっと分からないですけども、女性とか数名入っていると思います。やはり、中学生とかいくと、いきなりじゃ今回から中学生とか、そういう話にはなりませんので、今後そういうのは課題にしていきたいと思っています。

なので、まだ私のところに上がってきておりませんので、ただ一生懸命、職員がやっているのに、私からはあんまり口は出したくないんです。やはり上がってくるものを、今までそうだったでしょう、だって。笑っている場合じゃないんですよ、これ私、本当に真剣なんです。真剣にやっぱり答えているんですから、真剣に聞いていただきたい。ということで、上がってきたものをいきなり私が否定したり、これを自分でいやこうしろ、ああしろとか、私はあまり言いたくないんです。

ですから、担当課が一生懸命にやってきて、もしその中でもう一人女性、もう二人女性を入れたほうがいいんじゃないかということが出ますので、今後本当にそういうふうに向きにいきたいと思っています。

担当課長から答弁させます。

○議長（水野秀一君） 住民課長、高野喜寛君。

○住民課長（高野喜寛君） お答えいたします。

貴重なご意見だと思っております。

なお、委員会につきましては、受注業者決定後、いろいろと再度協議した上で、関係団体等、協議会等の趣旨、そういったものを説明した上で依頼し決定する予定にはなっております。貴重なご意見として賜りたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 町長の答弁、住民課長の答弁、分かりました。そういった観点から、こういう委員会発足するときは、ひとつそういう観点で、従来と同じようなパターンではなくて、やっぱりちょっと工夫した委員会構成をお願いしたいと思います。

それから、地球温暖化に絡んで、ちょっとこれはあれなんですけれども、クーリングシェルターというんですかね、今浅川町で7か所ほど決めたということで、これもホームページに載っております。それで、そのほかに県のほうでも今進めている「ふくしま涼み処」というのがあって、これは町としては3か所何か決めたと出ているんですけれども、クーリングシェルター7か所、公民館とか図書館とか載っているんですけれども、涼み処というのは3か所、どこなのかちょっと答弁いただければ、お願いしたいんですけれども。

○議長（水野秀一君） 住民課長、高野喜寛君。

○住民課長（高野喜寛君） それでは、お答えいたします。

町のホームページのほうにもクーリングシェルター、それから「ふくしま涼み処」、合わせて記載のほうはさせていただいております。

まず、クーリングシェルターのほうなんです、7か所ということで、こちらのほうは中央公民館、あさかわ図書館、共同福祉施設、保健センター、旧里白石小学校、山白石小学校、大草集会所の7か所となっております。なお、このクーリングシェルターと兼ねまして、「ふくしま涼み処」3か所が中央公民館、あさかわ図書館、共同福祉、この3か所という形になってございます。

なお、報道等でもご存知かと思いますが、クーリングシェルター、こちらのほうの開設につきましては、暑さ指数WBGT、県内全ての箇所において35という数字になった場合に、前日にそういったところでWBGTが35を超えるということで、熱中症特別警戒アラートということで発せられるという形になってございます。その際に、こちらの7か所が設定されるという形がクーリングシェルターの内容になってございます。

そのほか、もう一つの涼み処の3か所、こちらにつきましては、このクーリングシェルター35という数字に関わらず、常に暑いときには、こういった3か所についてはクーリングシェルターと兼ねるような形で、涼み処で一般町民の方が暑さをしのいでいける施設になってございますので、ぜひこういったところの施設はご利用いただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 先ほど質疑聞いていてちょっと分からなかったものですから、再度ちょっと質問させていただきたいんですが、震災復興特別交付金、これは当初予算で534万4,000円ございますけれども、追加でしょうか。それとも年2回、これだと多分9月と3月ですか。それから、これの使い道というのはもう決まっているはずなんですけれども、先ほどの答弁でちょっと分からなかったんで、そこをちょっともう一度説明願えればというふうに思っています。

それから、先ほど、私もちょっとこの辺でお話ししようかなと思っていたんですが、特に町長はじめ、町のほうでも力入れているゼロカーボンの件については、今、協議会についてはこれから人選するんだということで、ある程度の課の企画力に任せている、町長のほうでは最後のところでいろんな話をするということも今、分かりました。

ただ、同僚議員からも出ましたように、町が非常に力を入れている事業ですので、ぜひともいろんな多種多様なところからということとプラス、いわゆる民間企業、こういったもので前も一般質問のときも私お話しさせていただいていますが、民間企業は相当進んでいます。ですから、経営者何とか云々のあれからも人選されると先ほど回答ありましたけれども、ぜひとも各会社の実態なんていうのも調べていただいて、進んでいるところの担当者の方を入れていただくとか、そういったことでやっていただければいいなというふうに思っています。

それから、3つ目ですけれども、魅力発信事業云々、中身は相当質疑されているので分かりましたけれども、こちらの委託先というのも目安なんか決まっているところあるんでしょうか。

それから、委託内容は事業内容とイコールですか、委託内容は、1,999万8,000円使う委託内容は事業内容と同じと、イコールと考えてよろしいんでしょうか。その辺をお伺いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今、木田議員から当然進んでいる会社等のを参考にすると……すみません、ちょっと今、私、答弁していますから。

○議長（水野秀一君） 7番、8番、静かにお願いします。

○町長（江田文男君） いいですか。それで、参考にするのは本当に大いに結構だと思っています。参考にさせていただきたいと思います。

あと、担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） では、私のほうから1点目と3点目についてご説明させていただきます。

まず、1点目なんですけれども、震災復興特別交付税につきましては、東日本大震災で被災しました自治体の財政を支援するために、国が毎年交付しているものになっておりまして、今回の補正予算に計上しております部分は当初予算に計上したものに追加で交付されるものとなっております。金額としましては、先ほど説明いたしました魅力発信事業委託料の1,999万8,000円から福島再生加速化交付金の999万9,000円を差し引いた残りの999万9,000円が対象となっており、その分が追加で交付されるというものでございます。

続きまして、3点目になります。

3点目、魅力発信事業委託なんですけれども、そちらの委託先なんですけれども、こちらの事業については他市町村の実際の事業をちょっと参考に計画はしておりますが、実際の委託先につきましては、プロポーザルによりまして業者の提案を受けて、それから決定したいと考えております。

委託内容と事業の内容につきましては、イコールでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 住民課長、高野喜寛君。

○住民課長（高野喜寛君） それでは、お答えいたします。

2点目ですが、まさに木田議員さんがおっしゃるとおりだと思ってございます。先ほどご説明いたしました、地元企業数社ということでお話をさせていただいております。こちら、先ほどお話しした本年1月にエスプールさんと町内企業の訪問させていただいた中で、いろんなヒアリングをさせていただきました。脱炭素に対する取組の状況、企業としてどういった形で捉えているのかとか、それから太陽光発電上げた結果での取組の実績であったりとか、そういったところもいろいろご意見をいただきながら、協議会の中で横展開していければいいのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 2番、3番分かりました。

ぜひ、特に2番のゼロカーボン推進協議会、非常に重要な協議会になろうかと思っておりますので、ぜひとも人選を幅広く考えていただいて、実効性のある形の中での協議会になっていただければなというふうに思っています。

それから、3番目の他市町村を参考にしながら委託先をこれから決めるということで、委託内容はこの事業内容と同じだということで了解しました。

それから、震災復興特別交付税は、これちょっと私、追加ということなんです、もともとの震災復興特別交付税というのは、町が、例えば令和6年度の予算計上するときには534万4,000円ですか、計上されているんですが、これの計上の基礎になるのは何か国から来るんでしょうか。それとも全く何も来ないで、こういうふうに順次、ただ私が思うには、交付時期というのは先ほども言いましたように9月と3月という2回に分けて交付されるというのは知っているんですけども、当初予算の534万が100%かと思っていたんですが、999万何がし来るということで、どういうふうな計上の仕方になっているんでしょうかね。予算と、それから今回の補正という関係からいえば。

それで、多分先ほど言ったように、自由に使えるんじゃないかと、今4つですね、被災者支援と産業・生業の再生とか、住宅再建復興まちづくりとか、原子力災害からの復興とか、4つの使い道しかないよと、多分、今度の事業は2番目の産業・生業の再生ということになるんだと思うんですが、その復興税のところ、私もちょっと分からないので教えていただければというふうに思います。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、お答えいたします。

当初予算計上は既にしてしております。今回は追加分となっておりますが、当初につきましては固定資産税の減額、こちらが継続的に行っておりますので、そちらで計上しておりました。今回は改めてですが、追加分となっております。

以上です。

〔「何だかちょっと分からなくなっちゃった」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 固定資産税の減税ってどういう意味ですか。

いや、追加なら追加でいいんですよ、私、それ以上のことは望んでいないので。ただ、新たな話が出てきちゃうと、えっと思っちゃうんですが、固定資産税の減税ってどういう意味ですか。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） 改めて答弁させていただきます。

当初分につきましては、その減税分で、今回の999万9,000円につきましては、追加分でございます。新たな分で追加で、今回このPR事業を行うために、追加で計上しております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 3回目に質問させてもらったんですが、当初計算の534万4,000円がいわゆる年間の100%と考えてよろしいんですね、まず。いいんですよ、それで。それで、プラスで999万何がしが入ったよと、今度。ということは、500と900だから1,500万、復興税として入ったということではよろしいのでしょうか。そういう補正というか、そういう中途半端に来るんですか、復興税って。多分、例えば当初が決まっっていて、それでその交付税に対して9月と3月に実際にお金の下りてくるんじゃないんですか、復興税って。私はそう思っていたんですが。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、再度答弁させていただきます。

今回のこのPR発信事業につきましては特別交付税は、改めてですが追加分となりますが、これから県の調査が入ります。県の調査が入りまして、その後9月もしくは3月で充当になります。当初分につきましては満額となっておりますが、改めて追加で認められるものとなっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 最初からそうだと、それで話が分かるんです。534万の当初の予算で補助が100%だと。ただし今回追加で999万何がしが来たんだと、だからトータルで1,500万ぐらいが復興税として来ているんだと。それで使い道はさっきの言った4点の中に使っていますよということで、これでいいんですよ、考え方として。この考え方でいいと。今回のプラスは追加でいただけるものだけということですよ。

ですから、当初予算の組み方はちょっと違ったのかな。でも、逆に言えば999万入ってきていてプラスになっているので、復興税として1,500万円入ってきているんだから、地方交付税と相殺したりなんかはしていま

せんよね。復興税は復興税でグロスで考えてよろしいということでもいいんですよ。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） 答弁させていただきます。

改めて追加でこの事業を実施する予定としております。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 5ページの企画費、先ほどから出ております駅前マーケットの5万円の件なんですけど、確認です。当初予算では、地域おこし推進事業というものの項目の予算取得がなかったということで理解してよろしいですか。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） お答えいたします。

今回の補助金につきましては、当初予算では事業費計上していませんでしたので、今回初めての計上となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 分かりました。

それはちょっとびっくりです。地域おこし協力隊が来て、やはり地域おこし協力隊の事業をするのであれば、ぜひまずは当初予算で、ある程度の予算を取っておくべきだと私は思います。

それで、今後もやはり地域おこし協力隊で事業を推進していくわけですが、先ほど町長答弁でもありましたが、課長答弁かな、今後事業に関しては補正予算を使って行っていくとのことですが、そうなりますと、次の議会が9月です。9月まで新たな事業を起すにしても、予算がないということも不便でございますので、できれば町長、そういう地域おこし協力隊で夏、何か事業をやりたいんだというときがあれば、専決で予算をつけてあげるような考えはいかがですかね。

それと、先日行われました謎解きウォーキング、私参加してきました、孫と一緒に。浅川町でにぎわいが出て、すごいいいイベントだったと思うんですが、残念なことに役場職員の方の家族連れでの参加が、若干、1家族だったようなふうには私は見受けられませんでした。町長、その辺の認識はどのように考えているか答弁をお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まずは第1回目、第2回目、第3回目とこれからやっていこうと思っています。

一回一回、じゃ役場職員が1組しか出ていないからその辺はどうなんですかと、まずはそういう話じゃないんですよ。まずは一步を踏み出すためにも、やっぱり役場職員が今全体となってやっているんですよ。、これから駅前をもっともっと活性化しますよ。私、数年前から言っているはずですよ。人の流れを変えなければ駅前には活性化しないんですよ。もう前から言っているんですよ、これは。そのためには、じゃどうするんだと。そうしたらやっぱり道路を直す、そしてまたいろんな企画を一個一個やっていけば、必ず移住・定住につながり

ますよ。私はそのためにも歩道整備、インフラ整備、ライフラインをやっているんじゃないですか。必ず駅前には活性化します。

それで、今後、職員も今、ロードレースもそうではありますが、全員は参加できないですからね、1組、2組、必ず参加しております。私も本当はロードレース走りたいんですよ。今やめてくれと、暑いから、倒れたら困るからということで。私は本当参加したいんですよ、そういう職員もいるんですよ。ですから、とにかくまず一歩も二歩も、これから三歩も四歩も進みますから、ですから皆さんと共にやっていきましょうと、私、常々言っているんですよ。

ですから、予算もかかります。でも、予算はかかるのはしょうがないんですよ、だって、町民のためですから。それは町民のためにやるわけですから、予算補正とかいろいろ組みますので、ご協力のほどお願いいたします。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 町長、私が聞きたいのは、専決でも出して、その事業には遅れを取らないようにしてもらえますかというお願いと、役場職員が1人だったからどうのこうのじゃないんですよ。やはりその協力体制が、町長の思いと職員の思いの、そのギャップが激しいんです。ですから、そこを無理に出るとは言いません。ただ、役場職員の中でも、お子さん連れでああいうイベントに参加できる職員さんがいれば、時間の都合が合えば出てもらえませんかというぐらいのお願いですよ。そういう町長の熱い思いを、もっと職員さんに伝わるような、そういう職場であってほしいんじゃないですか。

それともう一つ、ついでにお話しさせてもらおうと、今、ロードレースの話、時期ですからいろいろ、いろいろな団体で話を煮詰めております。こういう話が出ているんです、町長の耳に入っているかどうか、ちょっと余談ですがいいですか、しゃべらせてもらって。

出店業者、出店する売店とかお土産とか、あと商工会関係では物を売る、飲食物を売るわけですが、なかなか担当課との話し合いがうまくいっていないという内容でございます。というのは、あさまるバーガーを出してくれと。出してほしいんですけども、去年出しました、100個用意しました、大量に売れ残りました。その中で、担当した商工会青年部の方がこう言いました。役場職員で買ってくれたのは坂本課長が2個買ってくただけだと。あとは皆さん素通りだったよ、それで今年また100個出してくれと言われても、また大赤字こいてどうすんだよこれということも言われました。やはり、その辺はある程度の協力体制というのは町長、私は必要だと思うんです。ぜひその辺の認識を、町長の熱い思いと一緒に職員の皆さんに共有していただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、予算は柔軟に対応いたします。

それと、職員とのギャップ、どのように感じているか知りませんが、私はうまくいっていると思います。私はここ6年間、私の思いがようやく少しずつ少しずつ伝わって、今、全面的に職員がやっているんですよ、前と全然違うでしょう。私はそう自分で信じていますから。それで、ギャップは私は多少あるかもしれませんが、全然問題ないと思っております。いろんな方々の認識があると思います。

それと出店、これ坂本課長が2個買ってくれた、じゃ議員さんはと、私、今度こうなっちゃうんですよ、そ

うなっちゃいますよ。じゃ、議員さんが10名いた、その前はじゃ12名いた、じゃ議員さん買ってくれたんですかと、そうなっちゃうんですよ。ですから私、ある程度の営業もしなくちゃいけない。そしたら今、売れ残るからじゃ買ってくださいとか、職員にお願いしますという、そういう営業努力も必要だと思っています。

私、まさか全然売れていないとは全然思っていませんから、私、行ったり来たりしていますよ、本当のこと言っ。それで、去年は豚汁が物すごくあれじゃないですか、豚汁は半分も売れなかったのかな、たしか去年は。去年は半分以上売れていないんですよ。皆さん豚汁食べましたか。だからそうなっちゃうんですよ。だから去年も、今年は豚汁は、これもちょっと余談になるけれども、麓山豚の旗を立てて豚汁無料というのを立てるんですよ。そうしないと分からないですよ。それ去年、半分以上余ったからこういう旗を立てようという計画が立ったんですよ。やはり、だからそういうのを皆さんでお話をしなければ、一歩も二歩も進まないですよ。そうやっていい出店とか、まずはできないと思っているんですよ。

ですから、私は言い訳はしませんから、ハンバーグ確かに食べませんでした、豚汁も食べなかった。なぜならば、もし私が食べて品数が足りなかったと言われるのがつらいんですよ。だから私、あえて豚汁食べないんですよ。今回も相当な2,000食は作ると思います。ですから私、昨日の一般質問かな、豚汁食べてくださいと言ったと思うんです。やはり皆さんが食べていれば、いろんな方が行くと思います。

ですから、私、職員とのギャップはまずはないと思っております。そしてまた、予算は柔軟に対応いたします。そしてまた、最後は出店については、これは皆さんと共にやっっていこうと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 町長、町長と職員のギャップというのは結局、町長が熱い思いを持っていても、その町長の思いが職員に伝わっていないという意味を私は言っているんです。町長の考えと職員の考えが違うというのは、それは当たり前なんですよ。ですから、町長がそういう全ては町民のためとか、子供のためと言っているその思いを、どんどんやっぱり職員にも浸透していかなきゃならないという意味で言っているの、その辺は誤解なさらないでください。

あと、豚汁も去年余ったと。私たちも同じ思いです、去年行きましたけれども、やはりその会場に来ている人たちが食べられなくなってしまったのでは困る。過去にあったんですよ、配り切れなくて選手の人たちが食べられなかったということがあった、それも分かっているの、あえて遠慮はしていました。

あと、あさまるバーガーに関しては、買っていったのは、私は買っていきました。そのほかはどうであれ、今後そういうイベントごとがあるときには、やはり担当課の皆様も柔軟に考えていただいて、双方で歩み寄ってよりよいものをつくっていただければと思います。その思いであります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 考えは職員と全く違ったら進まないですよ。私は一つの方向を職員と共に行っていると思いますよ。全然考えが一緒じゃないとおっしゃっていますが、一緒でなかったら、考えは、じゃ職員と共にやっっていけないです、前に進まないですから。

ですから、今後とも職員と町議、あるいはいろんな方と私お話ししていますので、とにかく前向きにやらせ

ていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第7、議案第27号 令和6年度浅川町一般会計補正予算（第2号）を起立によって採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

ここで、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時10分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第8、議案第28号 令和6年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第8、議案第28号 令和6年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を起立によっ

て採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第9、議案第29号 令和6年度浅川町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第9、議案第29号 令和6年度浅川町下水道事業会計補正予算（第1号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第10、議案第30号 動産の取得についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 1点目として、これらの什器の納入の納期を伺いたいと思います。

それから2点目として、基本的に今、中学校にある什器関係で使えるものは使うという方向だという説明がありましたけれども、使えるものというのは例えば主なものでどういうものがあるのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） それでは、お答えいたします。

まず、1点目の納期についてですが、納期のほうが建設工事の工期を延長しましたので、予定では8月30日でしたが10月となっておりますので、工期に合わせてこちらの什器についても納入を定めたいと思います。今のところ、納期何日という決定はしてございません。

それから、あと2点目ですが、使えるものとしては先生方のデスク、それから椅子、それから生徒用の机と椅子、そちらが主なものとなります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 今の校舎の工期、これが10月末までということになったんですか。そうすると、子供たちが入れるのは11月からということになるんですかね。伺います。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、工期の延長をさせていただいたところですが、今の予定では9月末ぐらいに大体校舎のほうを完成させる予定でございますので、その後、備品ですとか、それから引っ越しですとかをしたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 9月末までに校舎を完成させて、引っ越しをして、10月、備品を置いたりなんかしなくちゃならないですよ、納入されたやつをね。すると、やっぱり11月頃から子供たちは移れるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） あくまでも予定ですけれども、10月中には入れるように予定してございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 今の質問の再度なんですけれども、10月まで工期延長していて、10月に引っ越しできるんですか。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） お答えいたします。

予定では9月末頃完成なんですけれども、10月末としましたのは、10月になってから各種検査ですとか、それからあと書類の作成とか、もろもろそういったものがありますので、そういう関係がありまして10月とした

ところでございます。

10月中に引渡しを受けまして、落成式を10月に考えており、それから校舎に入れる予定となっております。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 分かりました。詳しい日程を聞きましたので理解できました。

それで、今後、古い校舎の中にございます新校舎で使わなくなったとされる什器の処分については、どのよう  
うにお考えでしょうか。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） 残っております什器につきましては、まだ今のところは予定しておりませんが、役  
場の備品とかも随分古くなってきておりますので、役場の中でも使えるものは使っていきたいと思  
います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 分かりました。

そこで1つお願いなんです、現在やはり閉校となっている山白石、里白石小にもかなりの什器ござ  
います。役場庁舎内で古くなっているものもございます。ぜひ、今、役場庁舎、公民館等、フルに使  
っている施設で、使えるものがあれば入替えをして、そういうリサイクルするような考えを持って  
いただきたいなど。それで、最終的に処分という形を取るのであれば、やはりまだまだ使  
えるものであると私は認識しておりますので、必要な方に対して競売なりなんなりで譲  
り渡すというような方法も取っていただいて、それで少しでも役場の歳入のほうに入れ  
るような形を取ればいいと思うんですが、その辺町長、認識はどうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 当然ですよ、使えるものは使う、当然役場庁舎も古いわけですから、使  
っていくと思  
っております。

山小、里小に関しては、使えるものはもうほとんど小学校、中学校、そしてまた役場庁舎内、各  
施設でこれはもう使っているのはご存じだと思います。当然使います。

それと、古い物、本当に古くてもう処分するもの、これを廃棄するのにお金がかかります。で  
すから、やはり町民が欲しいのであれば、そういうふうに検討させていただきたいと思  
っております。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） ぜひとも、そうしていただければと思います。

古い話になりますが、幼稚園や保育所を取り壊す際には、ある業者の方が処分ということで  
請け負って、知り合いの方に譲って、まだこれ使えるからということで大変喜んで  
いただいたという昔話もあるものですから、やはりごみとして捨てればお金がかか  
る時代でございます。少しでも有効活用していただければと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第10、議案第30号 動産の取得についてを起立によって採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第11、議案第31号 浅川町名誉町民推戴の同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 1点質問いたします。

今回の小川智士さんの名誉町民ということは非常にうれしいことでございます。浅川町の4人目の名誉町民ということでございます。

今後、町としてはどのように、例えば銅像を造るとか、こういう写真をどこどこに掲載するためにつくる  
とか、そういう今後の事業展開はどのように考えているか、1点だけお伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 課長より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から答弁させていただきます。

今、議員さんおただしのとおり、町とすれば4人目ということになります。今後のスケジュール予定なんです  
すが、改めてですけれども、今回この議会が大事な採決になっております。今の時点ではまだゼロからのスタート  
なんです。実は以前、直近でいいましたらば小室源四郎さん、平成7年に推戴式、議会で同意いただい  
ております。その書類残っておりまして、その慣例に従いまして随時行っていきたいと思っております。今が  
全くのスタートとなっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） すみません、もう1点だけ、推戴式というか、いつの時点でそういう式典なり何かセレ  
モニー的なものは、いつを大体予定しているんですかね。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、再度答弁させていただきます。

具体的にまだ日程等は、先ほど答弁したとおり煮詰まってはございません。ですが、今回この場でご同意いただければ、町としましてはよく課内で協議しまして、これ大事な大事な式典となります。しかるべき時期に開催したいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○7番（須藤浩二君） いいです。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） それでは、賛成討論として述べさせていただきます。

今回の小川智士様の本町に対する多額のご寄附及び長年のふるさと納税を納めていただいていることに対し、本町の発展に大きく寄与するものであり、子供たちに志を抱かせ、偉人吉田富三博士のように世界の人々に役立つような人になってほしい思いとして、子供たちが夢と希望を持つ学術文化の進展に貢献する顕著な功績であります。町民が郷土の誇りとして深い尊敬に値する愛町心あふれる善行であり、小川氏を名誉町民に推戴することに賛成いたします。

議員各位の賛同をお願いします。

以上です。

〔「ありがとうございます」の声あり〕

○議長（水野秀一君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第11、議案第31号 浅川町名誉町民推戴の同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本案はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第31号は同意することに決定しました。

◎請願第1号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第12、請願第1号 国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願を議題とします。

これから紹介議員に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第12、請願第1号 国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願を起立によって採決します。

お諮りします。請願第1号を採択することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

---

◎請願第2号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第13、請願第2号 県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願を議題とします。

これから紹介議員に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第13、請願第2号 県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願を起立によって採決します。

お諮りします。請願第2号を採択することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、請願第2号は採択することに決定しました。

◎請願第3号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第14、請願第3号 食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める請願を議題とします。

これから紹介議員に対する質疑を行います。

4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 紹介議員の上野議員にちょっと質問をいたします。

食料・農業・農村基本法の見直しが、この請願書を出す段階ではまだ国会で審議中でした。これが5月29日、国会で成立しております。そういった中で、この意見書の案の文言でございますが、2ページ目のほうの意見書（案）ということで、政府は2024年の通常国会で、食料・農業・農村基本法を見直し、新たな「基本法」を制定することを目指しているという文言でございますが、これはもう既に成立しておりますので、この辺の見直しと、それから下段の「いま」という行から、その下の行の右側、「新基本法」、この部分と、あと記、一、そこに書かれている「新基本法」制定にあたってはという文言をちょっと見直すべきではないかなと思いますが、この辺についてはどうでしょうか。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 食料自給率の向上というのは、米価の引上げのまさに裏表の関係で、本当に大事なことだというふうに思うんですけども、この間、議員の控室で雑談していたときに、兼子議員のほうから、この法律はもう成立しているんじゃないかというような話がありまして、私もその後確認したところ、兼子議員の指摘のとおり5月29日にこれは成立しているということでありましたので、一時はこれを取り下げようかなというふうにも思ったんですけども、意見書（案）をよくよく見たらば今、兼子議員が指摘をされた3か所について、これをその部分を取れば全く意味は通じるということなので、その部分を意見書のほうでは取るということにして、この請願はぜひ採択をして政府に法的な義務にするようにという声を届けていただきたいというふうに思います。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第14、請願第3号 食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める請願を起立によって採決します。

お諮りします。請願第3号を採択することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、請願第3号は採択することに決定しました。

---

◎請願第4号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第15、請願第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出請願書を議題とします。

これから紹介議員に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第15、請願第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出請願書を起立によって採決します。

お諮りします。請願第4号を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、請願第4号は採択することに決定しました。

---

◎請願第5号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第16、請願第5号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてを議題とします。

これから紹介議員に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第16、請願第5号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について

を起立によって採決します。

お諮りします。請願第5号を採択することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、請願第5号は採択することに決定しました。

---

#### ◎議員派遣の件

○議長（水野秀一君） 次に、日程第17、議員派遣の件を議題とします。

議員派遣については、会議規則第122条の規定により、お手元に配付した議員派遣の件のとおりとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については原案のとおり決定しました。

---

#### ◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（水野秀一君） 次に、日程第18、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長より、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査申出書が提出されております。会議規則第75条の規定により、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、請願第1号、第2号、第3号、第4号、第5号が採択されましたので、追加日程、意見書準備のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時49分

○議長（水野秀一君） 再開いたします。

---

◎日程の追加

○議長（水野秀一君） お諮りいたします。ただいま配付しました日程第19から日程第23までを日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認め、追加日程として議題とすることに決定しました。

なお、発議第2号から発議第6号については、会議規則第39条第2項の規定により、趣旨説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号から発議第6号については、趣旨説明を省略することに決定しました。

---

◎発議第2号及び発議第3号の一括上程、質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第19、発議第2号 国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出について及び日程第20、発議第3号 県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出については関連がありますので、一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

事務局に表題部を朗読させます。

議会事務局長、田子広子君。

〔議会事務局長（田子広子君）朗読〕

○議長（水野秀一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

日程第19、発議第2号 国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第20、発議第3号 県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議第4号の上程、質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第21、発議第4号 食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書提出についてを議題とします。

事務局に表題部を朗読させます。

議会事務局長、田子広子君。

〔議会事務局長（田子広子君）朗読〕

○議長（水野秀一君） これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第21、発議第4号 食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書提出についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議第5号の上程、質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第22、発議第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についてを議題とし

ます。

事務局に表題部を朗読させます。

議会事務局長、田子広子君。

[議会事務局長（田子広子君）朗読]

○議長（水野秀一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第22、発議第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[起立全員]

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議第6号の上程、質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第23、発議第6号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出についてを議題とします。

事務局に表題部を朗読させます。

議会事務局長、田子広子君。

[議会事務局長（田子広子君）朗読]

○議長（水野秀一君） これから質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第23、発議第6号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会の宣告

○議長（水野秀一君） 以上で本日の日程は終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第2回浅川町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時58分